

滋賀医科大学への ご寄附のお願い

滋賀医科大学では、皆さまから広くご支援をいただけるよう
様々な寄附メニューを設けています

本学の教育・研究・診療活動のさらなる発展のため
あたたかいご支援をお願い申し上げます

大学支援資金

大学の施設・設備の整備など、大学運
営全般へ活用させていただきます。部活
動・サークルなど、課外
活動団体を指定した
ご寄附も受け付け
ています。



**所得控除が
受けられます**

わかあゆ 育成資金

経済的理由で修学が困難な
学生や、障害のある学生
に対する支援に活用さ
せていただきます。
頑張る学生にお力添
え願います。



**所得控除と税額控除の
いずれかを選択できます**

02 滋賀県 ふるさと 納税制度

03 遺贈・ 相続財産 によるご寄附

附属病院 支援資金

地域医療の最後の砦として、県民・市民の命
を守る本学医学部附属病院の活動全般に活用
させていただきます。
診療科を指定した
ご寄附も受け付
けています。



**所得控除が
受けられます**

研究等 支援資金

若手研究者の支援
や、大学の研究に対
する支援に活用させ
ていただきます。
本学の研究の発展に
お力添え願います。



**所得控除と税額控除の
いずれかを選択できます**

04 古本募金



詳しくはうら面へ▶

振込用紙の
ご請求は
こちらから



クレジットカード等
を利用したご寄附は
こちらから



01 滋賀医科大学支援基金 へのご寄附に対する 税制上の優遇措置

滋賀医科大学支援基金へのご寄附については、所得税法、法人税法による税制上の優遇措置が受けられます。

※税制上の優遇措置を受けるためには、本学発行の「寄附金領収書」に基づき、確定申告する必要があります。

ご寄附者が個人の場合

■ 所得税の寄附金控除

「所得控除」と「税額控除」の2種類の制度があり、「税額控除」は対象の資金（わかあゆ育成資金、研究等支援資金）へのご寄附に限り選択が可能です。

● 所得控除

その年に支出した寄附金額（総所得金額等の40%が上限）から2,000円を差し引いた額を、課税所得から控除することができます。

$$\text{所得金額 (年収)} - \text{諸控除 (扶養控除等)} - \text{寄附金額} - 2,000\text{円} \times \text{税率 (所得に応じた税率)}$$

● 税額控除（わかあゆ育成資金、研究等支援資金のみ）

その年に支出した寄附金額（総所得金額等の40%が上限）から2,000円を差し引いた額に、40%を乗じた額を所得税額から直接控除（所得税額の25%が上限）することができます。

$$\text{所得金額 (年収)} - \text{諸控除 (扶養控除等)} \times \text{税率 (所得に応じた税率)} - \text{控除対象額 (寄附金額} - 2,000\text{円)} \times 40\%$$

■ 個人住民税の寄附金税額控除

寄附された年の翌年1月1日現在、指定団体（滋賀県、大津市）にお住いの方は、個人住民税の寄附金控除を受けることができます。

- 控除額…その年に支出した寄附金額（総所得金額等の30%が上限）から2,000円を差し引いた額に、控除率を乗じた額
- 控除率…都道府県民税および市区町村税あわせて最大10%

※詳しくは、お住いの都道府県および市区町村の住民税担当課にご確認ください。

ご寄附者が法人・団体の場合

寄附金の全額を損金算入することができます。
（法人税法第37条第3項第2号）

謝意の表明

ご寄附いただいた皆さまに感謝の気持ちを込め、次のとおり謝意を表明をさせていただきます。

個人	
寄附金額	内容
10万円未満	大学ホームページでのご芳名掲載
10万円以上	上記に加え、学内芳名板でのご芳名の掲示
50万円以上	上記に加え、感謝状の贈呈
100万円以上	上記に加え、記念品の贈呈

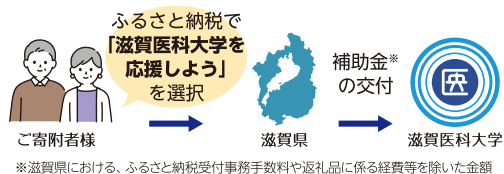
法人	
寄附金額	内容
50万円未満	大学ホームページでのご芳名掲載
50万円以上	上記に加え、学内芳名板でのご芳名の掲示、感謝状の贈呈
100万円以上	上記に加え、記念品の贈呈

※ご芳名の掲載・掲示は公表可の方のみに行います。

※個人で500万円以上、団体で1,000万円以上のご寄附をいただいた場合は、国からの紺綬褒章の授与への推薦対象となります。

02 滋賀県 ふるさと納税制度

滋賀県へのふるさと納税を通して
滋賀医科大学をご支援いただけます。



ふるさと納税のうち、**2,000円を超える部分**については、一定の上限まで、原則として**所得税・個人住民税から全額控除**されます。

- ・本制度は滋賀県へのご寄附となるため、本学の寄附に係る顕彰等の対象外となります。
- ・ふるさと納税をすることで受けられる税金の還付・控除の金額には、限度額があります。
- ・滋賀県内在住者の方は、返礼品の対象外となります。

遺 贈

皆さまのご意思を未来へつなげます

遺言により、ご自身の財産の一部または全部を特定の人や団体に贈ることを、「遺贈」と言います。本学では、皆さまのご意思を確実に実現するため、所有しておられる資産の一部を、将来、本学に遺贈（遺言による寄附）したいとお考えの方に対して、お手続きをサポートする信託銀行をご紹介します。



相続財産によるご寄附

故人から受け継がれた財産を、相続人のご意思でご寄附いただくことを言います。本学に対して故人が抱いておられた生前の想いを実現するため、ご家族様のお手伝いをさせていただきます。

滋賀医科大学にご寄附いただいた相続財産（現金）には、相続税が課税されません。

古本募金

眠っている本を活用しませんか？

皆様から読み終えた本や不要となったDVD等を本学が指定するリサイクル業者（嵯峨野株式会社）にご提供いただき、その査定換金額が「滋賀医科大学支援基金」に寄附される制度です。

